

事故危険箇所対策検討業務 現場説明書追加事項

業務内容

(1) 資料整理

道路台帳、道路交通センサス及び県警資料等を用いて対策前の現況を整理する。

(2) 現地状況調査

道路現況、既存交通安全施設等の確認、信号現示、規制速度、沿道施設等の調査を行う。(公安委員会所管の施設等について、必要な資料が有れば別途協議のこと)

(3) 発生事故状況図作成

令和2年から令和5年に発生した事故について、資料整理、現地現況調査の結果や交通事故分析システム等を活用して事故発生状況を平面図上に図示し、事故内容および事故位置を把握する。

また、市道等の交差点の事故データも加味すること。

(4) 発生事故分析

事故データ、事故発生状況図及び現地調査から事故の特徴を抽出し、人的要因だけではなく、道路交通環境に内在する事故要因を分析する。

(5) 事故対策案検討

事故要因の分析結果に基づき対策メニューを選定し、実現可能性、緊急性等を総合的に勘案し、事故対策案を抽出する。対策案については、監督員と協議し、対策案を絞り込み平面図上に整理する。

(6) カルテ作成

上記(1)～(5)の作業を取りまとめ、箇所毎にカルテを作成する。

カルテは別添様式に準じ取りまとめ、以下の点に注意して作成する。

- ・位置図 : 管内図を使用
- ・現況写真 : 事故危険箇所の現況をわかりやすく撮影する
- ・事故現況図 : 事故発生年、事故内容、事故位置等が把握できる図面
- ・事故類型別調査票 : 事故類型別に、各年毎に整理する
- ・道路状況 : 道路交通センサス等の既存資料により整理する
- ・事故状況 : 発生する事故の特徴について整理する
- ・事故対策の検討 : 有効で即効性のある対策を検討する
- ・事故対策(案) : 検討した事故対策を、図面上に記入する

(7) 事故対策データベースシステムの作成

上記(1)～(6)の作業で取りまとめた資料をデータベース化したシステムへ入力する。本システムは、Webサーバー上での作業とする。

(8) 報告書作成

上記の作業を取りまとめ、報告書を2部及びカルテの電子データ1式を提出する。

(9) 協議

業務着手前、対策案検討時、成果納品時に協議を行う。